

令和2年3月24日
甲府信用金庫

お客様各位

貸金庫規定・自動貸金庫規定の一部改正についてのお知らせ

当金庫では、令和2年4月1日より「貸金庫規定」および「自動貸金庫規定」の一部を改正させていただきますのでお知らせいたします。

記

《改正内容》： 貸金庫の契約および手続きにおける保証人徴求の廃止

《規定掲載場所》： 当金庫ホームページ 便利なサービス>貸金庫サービスページ内

- ※ 改正後の規定については令和2年4月1日より掲載いたします。
- ※ 改正後と改正前の内容につきましては、次項以降の新旧対照表をご参照ください。

以上

【お問い合わせ先】

甲府信用金庫
総務人事部 総務課
お電話 055 (222) 0231

貸金庫規定 新旧対照表

※ 改定部分のみ抜粋

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 貸金庫規定 | 貸金庫規定 |
| 第1条 ～ 第7条 — 省 略 — | 第1条 ～ 第7条 — 省 略 — |
| (印章、鍵、パウチカードの喪失時等の取扱い) | (印章、鍵、パウチカードの喪失時等の取扱い) |
| 第8条 | 第8条 |
| (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、 <u>相当の期間をおくこととします。</u> | (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、 <u>相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u> |
| — 以下省略 — | — 以下省略 — |
| 第9条 ～ 第11条 — 省 略 — | 第9条 ～ 第11条 — 省 略 — |
| (解約等) | (解約等) |
| 第12条 | 第12条 |
| (1) ～ (2) — 省 略 — | (1) ～ (2) — 省 略 — |
| (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 | (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 |
| ① 借主、代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 | ① 借主、代理人 <u>または保証人</u> が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 |
| ② 借主、代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 | ② 借主、代理人 <u>または保証人</u> が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 |
| — 以下省略 — | — 以下省略 — |
| ③ 借主、代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 | ③ 借主、代理人 <u>または保証人</u> が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 |
| — 以下省略 — | — 以下省略 — |
| 第13条 ～ 第16条 — 省 略 — | 第13条 ～ 第16条 — 省 略 — |
| <u>—第17条削除—</u> | (保証人) 第17条 <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u> |
| (規定の変更等) | (規定の変更等) |
| <u>第17条</u> — 番号繰上げ — | <u>第18条</u> |
| — 以下省略 — | — 以下省略 — |

自動貸金庫規定 新旧対照表

※ 改定部分のみ抜粋

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 自動貸金庫規定 | 自動貸金庫規定 |
| 第1条 ～ 第7条 — 省 略 — | 第1条 ～ 第7条 — 省 略 — |
| (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い) 第8条 (1) 印章、正鍵またはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、 <u>相当の期間をおくこととします。</u> — 以下省略 — | (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い) 第8条 (1) 印章、正鍵またはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、 <u>相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u> — 以下省略 — |
| 第9条 ～ 第11条 — 省 略 — | 第9条 ～ 第11条 — 省 略 — |
| (解約等) 第12条 (1)～(2) — 省 略 — (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。 ① 借主、代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主、代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 — 以下省略 — ③ 借主、代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 — 以下省略 — | (解約等) 第12条 (1)～(2) — 省 略 — (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。 ① 借主、代理人 <u>または保証人</u> が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主、代理人 <u>または保証人</u> が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 — 以下省略 — ③ 借主、代理人 <u>または保証人</u> が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 — 以下省略 — |
| 第13条 ～ 第16条 — 省 略 — | 第13条 ～ 第16条 — 省 略 — |
| <u>—第17条削除—</u> | (保証人) 第17条 <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u> |
| (規定の変更等) 第17条 — 番号繰上げ— — 以下省略 — | (規定の変更等) 第18条 — 以下省略 — |

以 上